

基本方針・各基本指針の パブリックコメント概要

1. パブリックコメントの概要

- **実施期間：** 令和8年7月28日～8月26日
- **意見提出者：** 48の個人・団体
- **コメント数：** 計137件

【変更】

基本方針	22件
安定供給確保基本指針	67件
特定社会基盤役務基本指針	11件
特定重要技術研究開発基本指針	6件

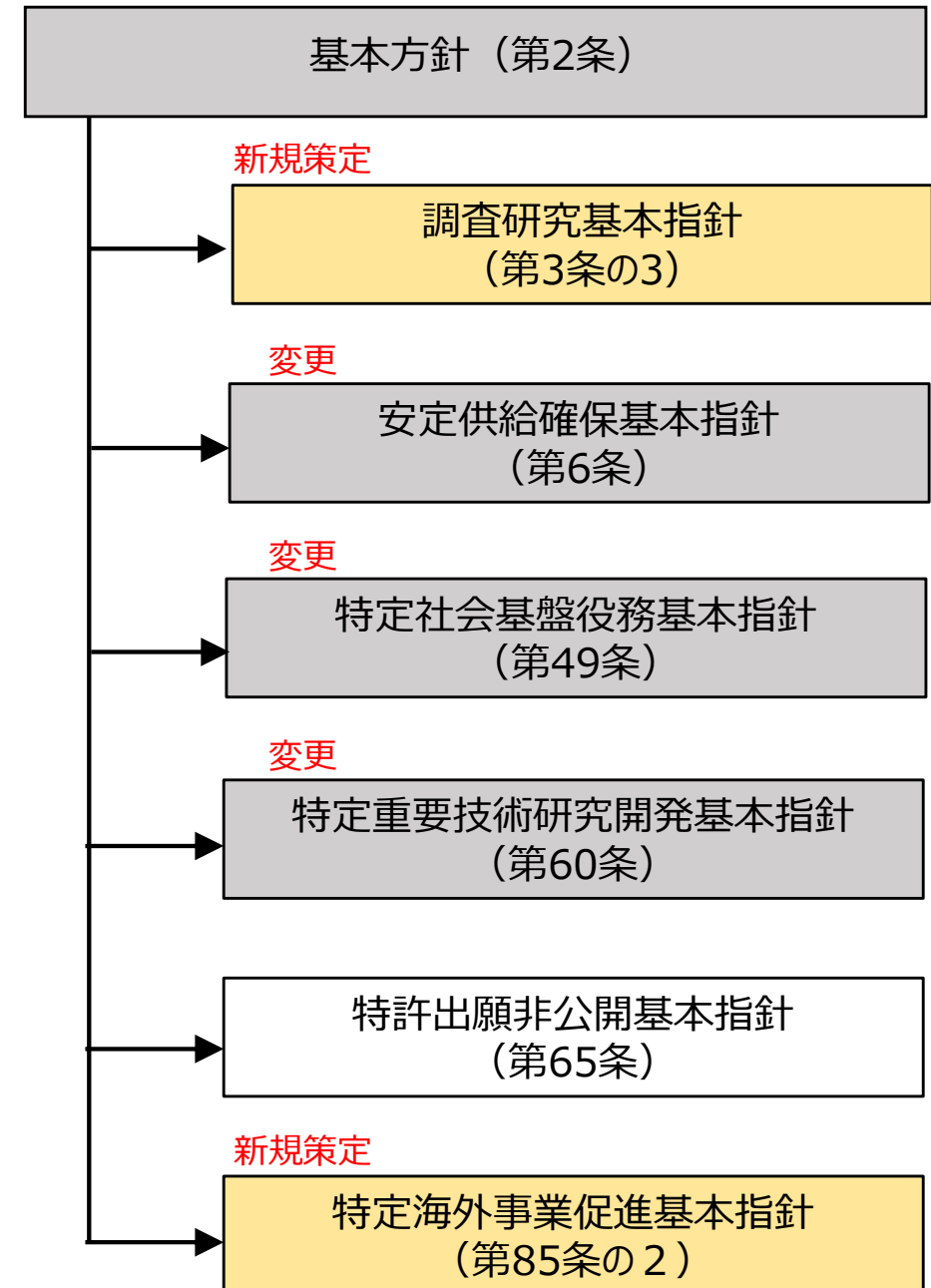
【新規策定】

調査研究基本指針	11件
特定海外事業促進基本指針	20件

<参考>

基本方針と各施策に係る基本指針との関係

変更



2. 基本方針に関する意見の例

	意見のポイント	意見の内容
1-1	基本方針等の積極的な見直し	政府には、官民対話と政策評価を継続し、基本方針及び各基本指針を機動的に見直すことを期待したい。
1-2	自由かつ公正な経済活動との両立	複数省庁にまたがる制度運用において、事業者が問合せ先に困惑する事態を防ぎ、審査や届出に関する明確な判断例が示されることで、事業者の萎縮効果を防止し、自由かつ公正な経済活動との両立が図られると考えられる。
1-3	判断基準の明確化と透明性の確保	「経済安全保障上必要」という抽象的な理由だけで行政の裁量を広げれば、将来的に対象分野や規制が際限なく拡大し、経済安全保障の名の下に、自由な企業活動、研究活動、情報管理が過度に制約されるおそれがある。国民や企業に新たな義務・負担を課するのであれば、対象範囲、指定基準、政府が取得できる情報、情報の利用目的、保存期間、第三者提供について明確な制限を設けるべき。
1-4	事業者負担の軽減	特に中小企業は、大企業と比べて法務や情報管理等を担当する人員や資金が限られるため、事業者への調査、報告、届出等は必要最小限とし、同じ情報を複数の省庁や機関に重複して提出させないなど、事業者負担を抑える仕組みを求める。
1-5	技術知見及び技術者の国外流出防止	基本方針の根幹である「研究開発の促進や成果活用」だけでなく、「技術知見（情報）および技術者（人）の国内保護及び海外への流出予防」を明確な取組として併記・追加することを提案する。
1-6	不可欠性の維持・強化	日本企業の供給なくして世界のサプライチェーンが成り立たない分野について、今後の基本方針の見直しに当たっては、自律性の確保と併せて、こうした不可欠性をいかに維持・強化し、外交・通商政策と一体的に活用するかという視点を明確に位置付けていただきたい。

3. 安定供給確保基本指針に関する意見の例

	意見のポイント	意見の内容
2-1	判断根拠の公表	「重要である」という理由だけで対象を広げることがないよう、各要件を客観的に評価し、指定理由や判断根拠を可能な範囲で公表すべき。
2-2	関係者間の相互連携協力、協力求めの具体化	「需給がひっ迫した場合」の客観的な定義がない。対象物資ごとに、在庫量、国内需要に対する供給率、輸入停止期間、価格上昇率等の数値基準を定め、誰がどのような手続でひっ迫を認定するのかを明示すべき。
		協力を求める関係者として、物理的な物資や直接取引関係に限定せず、当該物資の供給継続に実質的影響を及ぼすデジタル基盤及びソフトウェアサプライチェーンまで含むものとして明確化すべき。
		事業廃止や買収等に際して主務大臣が関係者へ協力を求める手続について、要請を行う具体的要件や手続の透明性を担保するための基本指針・ガイドラインをあらかじめ作成・公表することを明記すべき。
2-3	企業の視点に立った施策	政府が「方向性を示す」「情報提供を行う」ことで民間企業の自主的な取組を促そうとしているが、利潤につながらない施策に企業が積極的に協力するインセンティブは生まれなため、企業の視点に立った施策を設計すべき。例えば、協力企業への優先的な調達契約や税制優遇等、企業が「協力することで利潤につながる」と感じられる仕組みを導入することを提案すべき。
2-4	国の率先的な対応	民間に特定重要物資の安定的な確保を背負わせるのではなく、国が率先して確保するよう努力すべき。

4. 特定社会基盤役務基本指針に関する意見の例

	意見のポイント	意見の内容
3-1	事業者の負担軽減	本制度については、事業者において、届出や変更届出に係る情報の収集・届出書作成・提出作業に多大な運用コストがかかっている。今回の改正事項には作業負担軽減の改正もいくつか含まれているが、今後も適宜事務負担軽減につながる運用改善を図ることを要望する。今後はシステム化も見込まれているが、事業者の負担を軽減できるよう実利用開始後も実態に応じてシステムの仕様を柔軟に見直せるような運用が望ましい。
3-2	事前相談のインセンティブ強化	事前相談を完了した案件については、原則として禁止期間（30日）の短縮適用を行う旨をより明確に記載し、審査進捗状況を事業者がオンライン等で確認できるようにしていただきたい。設備導入や仕様変更の遅延は事業者の競争力に直視的な影響を与えることから、事前相談のインセンティブを強化し、審査の透明性を高めることで、ビジネスのスピード感を損なわずに安全保障上の確認を完了することに資すると考えられる。
3-3	審査プロセスの迅速化	基幹インフラ等の事前審査や調達規制が、企業のビジネススピードを低下させ、過度なコスト負担となる懸念がある。経済的支援民間ビジネスの足かせとならないよう、事前審査の処理期間にタイムリミットを設けることを義務付けてほしい。
3-4	基準の明確化	政府の主観的・政治的な判断で規制対象が変動しないよう、技術や設備のチェック基準について、誰が見ても白黒はつきり判断できる客観的なガイドライン（具体的なチェックリスト等）を事前に明記・開示してほしい。
3-5	具体的なリスクに基づく審査	電気、ガス、水道、鉄道、通信等の重要インフラについて、外国政府等による影響を受けた事業者が設備導入や維持管理に関与することによるリスクを審査することは重要。しかし、外国企業であることのみを理由として排除するのではなく、実際の外国政府等からの影響、技術的及び物理的リスク、代替可能性、事業者によるリスク低減措置等を踏まえ、具体的なリスクに基づいて判断する制度とすべき。

5. 特定重要技術研究基本指針に関する意見の例

	意見のポイント	意見の内容
4-1	特定重要技術の範囲拡大	特定重要技術の範囲（対象領域）を設定する際の方針として、指定される技術領域そのもの（完成品や最終技術）だけでなく、「当該対象領域を直接支える領域（高度な生産設備や基幹部素材の開発・製造を担う事業者及びその技術者）」も明確に含めることを提案する。
4-2	研究セキュリティの対象範囲明確化	研究セキュリティについて、機密情報を保護することは重要だが、通常の研究活動や国際共同研究まで過度に制限することのないよう、対象となる情報や活動の範囲を明確にしていきたい。
4-3	対象情報等の明確化	機密情報を保護することは重要だが、通常の研究活動や国際共同研究まで過度に制限することのないよう、対象となる情報や活動の範囲を明確にしていきたい。
4-4	「自律性」「優位性」「不可欠性」の定義付け・指標化	「自律性」「優位性」「不可欠性」をそれぞれどのように定義し、どのような指標によって達成度を評価するのか。例えば、世界市場シェア、特許、技術的代替可能性、国際標準、国内供給能力、海外での利用実績等をどのように評価するのか明らかにしてほしい。

6. 調査研究基本指針に関する意見の例

	意見のポイント	意見の内容
5-1	シンクタンク機能の構築	独立行政法人経済産業研究所（RIETI）に総合的な経済安全保障シンクタンク機能を構築し、その調査研究を官民協議会や政策形成に活用する仕組みに賛同する。
5-2	調査研究機能の在り方	調査研究機能については、各省庁の縦割りを補完するだけでなく、国内供給力、外部依存等、横断的に分析する機能を持たせるべき。
5-3	官民による政策形成	民間企業から出向者を受け入れ、ビジネスの現場で培った知見・経験を調査研究に反映する方針を評価する。さらに、経験豊富な企業経営者や起業家も継続的に参画できる仕組みを設け、そのネットワークや経営感覚を政策形成に活かしていただきたい。
5-4	官民での人材交流	官民の人材交流を通じて、経済安全保障を担う人材と知見が官民双方に蓄積されることを期待する。経済安全保障シンクタンクへの人材派遣、調査研究への協力及び継続的な意見交換に積極的に参画したい。
5-5	企業側への情報提供	政府への情報提供だけでなく、政府が保有する情報についても、秘密保持に配慮した上で可能な範囲で民間企業へフィードバックし、民間企業がリスク管理や事業判断に活用できる仕組みとしていただきたい。
5-6	重要情報の管理	重要情報を取り扱う場合には、構成員に対するセキュリティ・クリアランス制度に基づく適性評価に加え、参画企業の情報保全体制を適切に確認する等、実効性のある情報管理体制を整備していただきたい。

7. 特定海外事業促進基本指針に関する意見の例

	意見のポイント	意見の内容
6-1	支援の対象や理由の明確化	政府が事業上のリスクを負担する場合、その損失が国民負担につながる可能性がある。そのため、どのような案件を支援対象とするのか、なぜ民間資金だけでは実施困難なのか、政府がどの程度のリスクを負担するのか等を明確にしていきたい。
6-2	審査における評価視点	認定・支援に当たっては、収益性や実現可能性だけでなく、我が国の自律性、優位性、不可欠性、国際秩序形成への貢献、情報管理、サイバーセキュリティ、技術流出防止等を評価すべきである。
6-3	国内への裨益の確認	特定海外事業については、海外展開そのものを目的化せず、国内への裨益をより具体的に確認すべきである。企業への支援に当たっては、国内供給力を実際に増やす行為に重点化すべきである。
6-4	事業者の負担軽減	基本指針第5章第2節「資金の管理に関する事項」において、認定特定海外事業に対する事後モニタリングについて、認定事業者の既存の財務報告・事業報告等のフォーマットを活用できる取扱いとし、海外事業特有の煩雑な実務において、追加的な報告事務負担を最小限に抑えてほしい。
6-5	損失負担の考え方	政府支援を受けた特定海外事業が戦争、政変、接收、テロ、制裁等によって損失を被った場合、その損失を最終的に誰が負担するのか。民間企業が負担するのか、政府が補填するのか、あるいは政府系金融機関等が負担するのか、その考え方を明らかにしてほしい。